

連載 欧州各国の株式会社の機関とコーポレートガバナンス ⑤

スイス企業の利点と株式会社の原則

マーチン L. ミュラー*

(監訳) 大西千尋**

(訳) 小野智博***

序

スイスは、国際的に活動している会社の本社及びサービスセンターにとって最も魅力的な場所の一つである。アルコン・ファーマシューティカルズ、バーガー・キング、ツィラグ・インターナショナル、ジョンソン・アンド・ジョンソン、ダウ、エステー・ローダー、ゼネラル・モーターズ、グレンコア、グーグル、ヒューレット・パッカード、ネスレ、ノヴァルティス、オラクル・コーポレーション、フィリップ・モリス・インターナショナル、ポロラルフ・ローレン、プロクター・アンド・ギャンブル、ロッシュ、SAB ミラー又はジンマーなど、1,000以上の外国の会社が地域的な又は世界的な本拠地をスイスに置いている。

多くのスイス企業は、スイス株式会社の形態において組織されている。本稿は、スイス企業の利点を述べ、スイス株式会社に適用される一般的な法律上の枠組みについて説明するものである。

I スイスの戦略的位置

アーサー・デー・リトルの研究によると、スイスは、欧州の会社の世界的な本拠地にとって最も魅力的な場所であり、またアジア及び米国の会社の地域的な本拠地（通常は欧州、中近東及びアフリカ、そして時にはアジアさえも）

*Martim L. Müller, ベスタロツツィ法律事務所・弁護士

**おおにし ちひろ, ユアサハラ法律特許事務所・弁護士

***おの ともひろ, ユアサハラ法律特許事務所・弁護士

としても同様に魅力的である。

スイスは自由で競争力の大きい事業環境を提供する。ジュネーブに本拠を置くワールド・エコノミック・フォーラムは、最近125カ国の世界競争力調査において、スイスを第一位にした。スイスが一位になったのは、世界で一流の革新力と、非常に洗練された事業文化の組み合わせによる。スイスは、科学の研究のために十分に発達した基礎構造を有し、一流の研究機関と産業が緊密に連携している。会社は研究開発費用を惜しまない。知的財産の保護は厚く、それが高水準の技術的革新に拍車をかけている。スイスにおける事業活動は、法規の遵守、能率の良い司法制度、並びに公共機関の高度な透明性及び説明責任を特徴とする、十分に発達した組織的枠組みから利益を受けている。

それに加えて、スイスの多言語の伝統、ジュネーブにおける国際連合並びに国際連合機構(UNO)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、世界貿易機関(WTO)、世界保健機構(WHO)、国際赤十字委員会(ICRC)、国際サッカー連盟(FIFA)、欧州サッカー連盟(UEFA)及び世界自然保護基金(WWF)など、その他の国際機関の所在が、この豊かな環境を補足している。

II 高い生活水準

スイスは特に安全な国であると見なされている。個性のない住宅開発が行われる大きな市街地は非常にまれであり、子供たちは国中どこでも大人の付き添いなしに登校することができる。住宅地が大きく分散して開放的な構造であるため、通勤時間の最中でさえも、交通機関の混雑は最小限である。大きな国際機関の会合からダボス世界経済会議まで、あらゆる種類及び規模

の催しを高い品質並びに最大限の保安及びプライバシーを保証して主催する、近代的な会議施設は、ビジネスマネージャーから高い評価を得ている。

チューリッヒ市は、有名な人材コンサルティング会社のウィリアム・エム・マーサーが、210以上の都市を、政治及び経済的環境、医療及び健康問題、余暇、スポーツ及び娯楽活動、消費財、学校及び教育、住宅、並びに自然環境などの39の基準に基づいて調査した結果、過去6年間連続して最も生活水準の高い都市の一つとして指定されている。

III 税務上の利点

スイスでは会社と個人は3つの異なる段階で課税される。税金の最も大きな部分は、州(及び自治体)による課税であり、この段階において税の競争が激しい。会社は、経営及び営業している場所、すなわち会社が納税者であり恒久的施設を有している場所において課税される。欧州の他の国々と比べて、スイスの法人税は安い。連邦法人所得税は定率であるが、州税は、資本又は収益の額によって率が変わることがある。

会社は、税務当局から、税法上の地位について、拘束的な(事前の)判定を求めることができる。税制上の優遇措置は、会社の所在地と関与している事業の種類に応じて、個別に認められる。

IV 選択すべき事項

スイスが事業地の候補者となったら、すぐに詳細に検討する必要がある様々な問題がある。

1 最良の場所

最良の場所の判断には、様々な要素を詳細かつ独自に分析する必要がある。これらのすべての要素の最良の組み合わせは、スイスの事業市場及び関連する集団の徹底的な理解だけでなく、様々な政府機関との集中的な交渉を要する。その上、州自体も、会社に最良の事業環境を提供するために、互いに激しく競争している。スイスの各州は、独自の税率を定めている。それに加えて、州は様々な形の免税期間、税制上の優遇措置、州の補助金及び特別措置、並びに施設及び工場の用途地域及び計画についての補助を

提供している。

2 会社の構造、適性、問題

スイスの会社法は、様々な事業実施形態、すなわち代理店、支社又は子会社(株式会社の形態をとることが最も多い。下記を参照)を規定している。これらの各形態はそれぞれの利点を有し、個別のプロジェクトに関連して具体的に分析する必要がある。

しかし、会社の構造は、短期間のみには適切でなく十分なわけではない。さらに重要なことは、選択した会社の構造が、例えば銀行融資、未公開株式取引又は新規株式公開のように、初めから会社の将来の需要を反映していることである。すべての会社は、効率的な水準の組織及び手続を見つけなければならない。これは当職らが会社の適性と呼ぶものである。さらに、会社は問題に直面して、会社を再編成するか、肩代わりの融資者を見つけるか、又は経費の削減を行う(例えば大量解雇)必要を生じる可能性がある。

V スイスの株式会社(「会社」)

1 設立

一人又はそれ以上の発起人が本人もしくは委任状により出席して、創立総会が開かれる。この総会において定款が採択され、最初の取締役及び監査役が選任される。創立総会の決議は、設立者がすべての株式の購入を申し込み、約束した拠出金が株式の総額に一致し、拠出について定款に定められた法律上の要求が満たされたことを確認する公正証書に記述されなければならない。

2 商号

商号は自由に選択することができる。しかし、商号は、会社の活動の範囲及び場所に関して真

— も く じ —

序
I スイスの戦略的位置
II 高い生活水準
III 税務上の利点
IV 選択すべき事項
V スイスの株式会社(会社)

実でなければならない。また、全く誤解させるものであってはならない。商号は、既に存在する名称と相容れないものであってはならず、別の会社、有限責任会社又は協同組合が既に使用している商号と混同させるものであってはならない。その上、商号は法律上の形式（「株式会社」）を含む必要がある。

3 定款

発起人は、創立総会において、定款を採択する。定款の正文は、スイスの公用語（ドイツ語、フランス語又はイタリア語）の一つによらねばならない。公用語に加えて、定款は翻訳を記載することができる。定款は、特に、商号、登記された本店、会社の目的、株式資本、会社の機関（株主総会、取締役会、監査役）などを決定及び取り扱う。定款の改正は、公正証書によって行い、商業登記簿に登録される必要がある。

4 株式及び株式資本

(1) 株式資本

記名株式資本の最少額は CHF100,000 であり、一定の数の株式数に分割されなければならない。記名株式資本の上限はない。株式資本はスイスフランで表記しなければならない。

会社の各株式は、記名株式資本を発行株式数で割って計算した、額面価格を有する必要がある。株式の最小額面価格は CHF0.01 である。定款は、それぞれ異なる額面価格を有する、数種類の株式を定めることができる。

(2) 記名株式資本の変更

① 増資

(i) 原則

増資には定款の改正を要する。定款の改正は株主の決議及びその後の取締役会決議によって決定されなければならない。その両方とも公正証書の形式を取らなければならない。

各株主は、増資の前に保有していた株式数に比例して、新株を購入する選択権を有する。これは通常の場合及び授権又は条件付株式資本の場合に適用される。法律によって定められた制限に従い、この新株引受権は、増資を決議した株主総会の決議によって制限することができる。

(ii) 通常の株式資本の増資

通常の株式資本の増資の場合は、株主総会は記名株式資本を特定の金額分増やすことだけを（又は増加額の上限を）決定する。次に取締役会は、3ヶ月以内にこの決議を実行しなければならない。例えば公正証書、改正した定款、監査役の確認書、現金出資の場合は銀行の確認書、現物出資に関する個別の声明書、目論見書（該当する場合）などが作成されなければならない。増資の効力が生じるためには、商業登記簿上に増資の事実が登記（公開）されなければならない。

(iii) 授権株式資本の増資

授権株式資本の増資の場合は、株主の決議は、記名株式資本を増資する可能性のみを決定し、(i)増資をするならば、(ii)いつ行うか、(iii)その増資の条件などについて、権限を取締役に委任する。記名株式資本を増資する許可は、株主の決議がそれより短い期間を定めていなければ、株主の決議の2年後に期限が切れる。授権株式資本は、現在の記名株式資本の半分以上を超えてはならない。

(iv) 条件付増資

株主は、会社のある種の従業員、又は会社の社債もしくは類似の債務証券（転換社債、オプション、ワラントなど）の保有者は、新株引受権を有すると定款に定めることにより、条件付株式資本を導入することができる。そうすれば、その債務証券の保有者又は従業員が転換もしくはオプションの権利を行使するときに、会社の記名株式資本を、追加の措置を取らずに増加することができる。

条件付記名株式資本は現在の記名株式資本の半分以上を超えてはならない。それに加えて、新株は、少なくとも株式の額面価格に相当する対価と引き換えに発行されなければならない。

会社の株主は、保有している株式数に比例して新株引受権を有する。すなわち、転換又はオプション権付の債務証券の申込の機会、最初に株主に対して与えられることになる。その新株引受権は、有効な理由があるときにのみ制限又は取り消すことができる。その上、スイス法は、将来の増資による転換権又はオプション権の希釈化を防ぐため、ある種の制度を定めている。転換証券が株主の現在の保有株式数に比例して株主に発行されないときは、以前の引受権

を取り消さなければならない。

(v) 目論見書の要件

新株を限られた数の人に提供するのは反対に、新株を公募する場合は、目論見書によって公衆に購入を勧誘しなければならない。

② 減資

記名株式資本金額を減らす権能は、株主総会にある。監査役は、減資の完了後もすべての会社債権者の債権が保護されていることを、書面で確認しなければならない。株主総会決議は、オフィシャル・ジャーナル・オブ・コマース（商業官報）及び定款に定められた公告方法で、三回公告されなければならない。会社債権者は、三度目の公告から2ヶ月以内に、異議を申し立て、弁済又は担保を要求することができる。2ヶ月の期間満了後、公証人は、記名株式資本金額の減少に関するすべての法定要件が満たされたことを確認しなければならない。減資は、上記確認後にのみ、商業登記簿に登録することができる。

記名株式資本金額を CHF100,000 以下に減らしてはならない。

(3) 株式譲渡

株式は記名又は無記名の形式で発行することができる。上場会社にとっては、記名株式での発行が一般的である。無記名株式は、株券の交付のみによって簡単に譲渡することができる。株券不発行の場合、無記名株式の権利は譲渡証券によって譲渡することができる。それに対して、株券が発行された記名株式は、裏書による譲渡が必要となる。株券の発行がなければ、裏書なしに譲渡することが可能である。記名株式の譲渡を会社に対抗するには、記名株式の譲渡を会社の株主名簿に記入しなければならない。スイス法では、株式の譲渡を会社の株主名簿に記入するときに、会社が拒否することができるという規定がある。

定款により、（無記名株式とは異なり）記名株式に一定の譲渡制限を設けることができる。上場会社は、定款で最大株式保有の規定（例えば株式資本の5%）を設けた場合、この限界を超える株式の譲受に限り、拒否することができる。その上、会社が要請したにもかかわらず、譲受人が自らの名義及び計算で株式を取得したことを明示的に表明しない場合、会社はその譲

受人の株主名簿への登録を拒否することができる。会社に拒否された譲受人は、議決権及び同権利に関連するいかなる権利も行使することができない。しかし、譲受人は、株主のその他の権利（例えば配当）については制約されない。

(4) 優先株式と議決権付株式

会社は、優先株式及び議決権付株式又はそのいずれかを有することができる。優先株式は、普通株式と比較して、定款において明文上付与された優先的な権利を享受する。優先権としては特に、剰余金の配当、清算手続き、及び新株引受権に関するものがある。

議決権付株式の場合は、議決権は、株の券面額とは無関係に、各株主が保有する株式数に従って決定される（すなわち一株式一票）。議決権付株式の券面額は、優先権のない株式の券面額の10分の1以下であってはならない。

5 株主

(1) 株主総会

株主総会は、会社の最高機関である。株主総会は、譲渡することのできない以下の権限を有する。

- (i) 定款の採択及び変更
- (ii) 取締役及び監査役の選任
- (iii) 営業報告書及び連結計算書類の承認
- (iv) 年次計算書類の承認並びに貸借対照表の利益の処分、特に配当及び取締役による利益処分についての議決、
- (v) 取締役の解任、
- (vi) 法律又は定款によって株主総会に留保されたその他の事柄についての決議の可決。

定時株主総会は、年に一度開催されなければならない。取締役会は、各営業年度の終了後6ヶ月以内に、定時株主総会を召集しなければならない。それに加えて、取締役会は、いつでも必要ときに臨時株主総会を召集することができる。その上、全記名株式数の10%以上を保有する株主は、取締役会に株主総会の召集を求めることができる。さらに、必要ときは、監査役、清算人及び社債権者の代表者は、臨時株主総会を請求又は召集することができる。

定時株主総会の通知は、定款に定められた書式により、少なくとも20日前に株主に対してさ

れなければならない。

法律又は定款に別途定めがなければ、一般に、株主総会は、総会に出席した株主に割り当てられた議決権の過半数により、決議を可決する。

しかし、スイス法は、株主総会の定足数を定めていない。

(2) 株主の権利

① 株主の一般的な権利

個別の例外はあるが、各株主は、原則として、以下の一般的な権利を有する。

- (i) 株主総会に出席し、保有する株式の券面額の総額に比例して投票する権利
- (ii) 定時株主総会の20日前に、営業報告書並びに監査役の報告書の写しを要請及び受領する権利
- (iii) 株主総会の際に会社に関わるある事項について情報を取得する権利
- (iv) 特別監査を開始する権利
- (v) 各種の株式（存在する場合）について、取締役会における代表権
- (vi) 法律又は定款に違反する株主総会決議について異議を申し立てる権利
- (vii) 取締役、業務執行役又は監査役の故意又は過失による義務違反によって生じた損害について損害賠償請求訴訟を起こす権利
- (viii) 各株主の保有株式数に比例して、分配される利益の一部を受け取る権利
- (ix) 新株引受権及び新株予約権

株主の唯一の義務は、引き受けた株式の払込金額を払い込むことである。

② 新株引受権

増資する場合、株主は従来の出資比率に応じた、新たに発行される株式の一部を取得することができる。株主の新株引受権は、株主総会の特別決議によって制限したり、取り消したりすることが可能である。

6 配当

(1) 通常配当

会社は、国内外の株主に利益を分配する前に、払い込み株式資本の20%に達するまで、毎年の純利益の少なくとも5%を、一般準備金に配分しなければならない。20%の制限を満たしても、一定の追加の金額を一般準備金に配分しなけれ

ばならない。その上、追加の準備金や法律で定められるよりも高い制限を定款において定めることもできる。

該当する金額が準備金に配分された後、定款に規定があれば、残りの利益、自由に分配可能な準備金及び特定の「配当準備金」又はそのいずれかから、株主に配当を支払うことができる。したがって、ある営業年度の配当は、株主総会による財務諸表の承認後にのみ行うことができる。また、配当の支払いは、通常は取締役会の提案に基づいて、株主総会により決議されなければならない。

それに加えて、監査役は、配当の支払いが法律及び定款に準拠していることを、留保なく明らかにしなければならない。

(2) 臨時配当

スイスの法理論には、スイス法は「臨時配当」、すなわち臨時株主総会が監査済みの財務諸表に基づいて決議した配当を支払うことを認めているという見解がある。一般に、そのような臨時配当は、定時株主総会において決議された配当に追加して支払われる。その代わりに、臨時配当の支払いについての決議は、配当の支払いに関する以前の決議を取り消すこともできる。

(3) 中間配当

監査済みの財務諸表に基づいておらず、株主総会によって明確に承認されていない（しかし取締役会は、将来の事業の発展についての期待に基づいて承認している）四半期の配当などの中間配当は、スイス法では認められていない。

しかし、株主総会において配当の支払いを数回の分割払いで行うことを決議することは可能である。そのような支払いは、監査済みの財務諸表に基づいて株主総会により承認されるので、中間配当にはあたらない。

7 取締役会、代表

(1) 構成、住所又は国籍の要件

取締役会は、一人又はそれ以上の構成員からなり、その選任と解任は株主総会によって行われる。取締役の任期は、定款に別途規定がない場合は3年であり、法律上可能な最長期間は6年とされている。取締役は再任されてもよい。

取締役会は、第三者との関係で会社を代表し、法律、定款又は付属定款により会社の別機関に割り当てられていないすべての事項を決定する。

取締役には、住所や国籍の要件は一切ない。しかし、スイスに住所を有する取締役又は業務執行役員（国籍は無関係）で、会社の代表権を有する者がいなければならない。

(2) 権利及び義務

一般に、取締役会は、法律の範囲内で、組織の内規に基づいて、個人の取締役、マネージャー及びその他の署名者に、その権限を委任することができる。しかし、取締役会が排他的な権限を有する問題がいくつかある。

- (i) 会社経営及び必要な指示を出すこと
- (ii) 会社の組織を設立すること
- (iii) 必要な場合は、会計、財務管理及び財務計画の方法を定めること
- (iv) 経営を委任された者並びに会社の代表権を与えられた者を選任及び解任すること
- (v) 会社経営を委任された者を監督すること
- (vi) 事業報告書を作成し、株主総会を準備し、株主総会の決議を実施すること
- (vii) 会社が債務過剰の場合は、裁判所に通知すること

最終の年次貸借対照表が、もはや純資産は、法律上要求される株式資本及び準備金の少なくとも半分に達していないことを示しているときは、取締役会は直ちに株主総会を召集し、再編成の方策を提案する義務がある。支払不能を想定する合理的な理由があるときは、清算価格に基づいて、中間貸借対照表を作成しなければならない。債務が資産を超過するときは、取締役会は裁判所に通知しなければならない。そうすると、裁判所は会社に破産を宣告することがある。取締役会又は債権者がその旨の要請を行い、財務の再編成が成功する可能性が高ければ、裁判所はその宣告を延期することがある。

(3) 責任

取締役及び経営に従事する第三者は、相当の注意をもってその職務を執行し、会社の利益を適切に保護する義務を負い、また、故意又は過失による義務違反により生じた損害について、会社だけでなく、各株主や会社の債権者に対し責任を負う。

8 監査役、帳簿作成

監査役は、個人、会計事務所又は専門的な監査会社のいずれであってもよい。取締役会又は大株主と何らかの関係のある者は、監査役を務めることができない。

会社の帳簿は、会社又は外部の会計士が作成することができる。法律の要求を遵守すれば、書面、電子的又は類似の形式により帳簿を作成し、保存することができる。

小規模の会社は限定的な財務監査をすればよいが、ある程度の規模の会社は、年次財務諸表及び該当する場合は連結財務諸表をすべて監査させる必要がある。

9 解散

株主の決定により会社はいつでも解散の上、清算されることがある。その決定は、公証人立会いの下で、株主総会において決議しなければならない。その決議の後、債権の申出の要請を、スイス・オフィシャル・ジャーナル・オブ・コマースに三回公告しなければならない。清算手続中は、会社は、会社を清算することを唯一の目的として、法人格を維持する。法人格は、商業登記簿の抹消をもって消滅する。

●筆者紹介●

ベスタロツィ法律事務所はチューリッヒ、ジュネーブ、及びブリュッセルに事務所を持つスイス最大の法律事務所の一つで、約100年の歴史を有する。ベスタロツィ法律事務所は国内外のM&A、コーポレート、財務取引、商業計画の分野で経験を積んだ約100名の弁護士と税務専門家を擁し、コーポレート、商取引(M&A、エクイティ、証券、商業取引)、銀行取引、財務、税務、知的財産、技術、競争法、訴訟、仲裁の各チームを備えている。

マーチン・エル・ミュラー博士・LL.M.は、ベスタロツィ法律事務所のコポレート/M&Aチームのメンバーである。同弁護士はクライアントに対し、企業取引、組織再編、プライベートエクイティ、ベンチャーキャピタル、役員雇用（特に役員報酬体系）、商契約について助言している。